

広島市告示第217号
令和8年4月6日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 ドラッグコスモス千同店
 - (2) 所在地 広島市佐伯区千同二丁目723番1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者
株式会社コスモス薬品
代表取締役 横山 英昭
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者
株式会社コスモス薬品
代表取締役 横山 英昭
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
令和8年12月2日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,295平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
別紙のとおり。
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
別紙のとおり。
- 8 届出年月日
令和8年4月1日
- 9 届出書の縦覧場所
 - (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部企業誘致・創業推進課
 - (2) 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号
広島市佐伯区役所市民部区政調整課

1 0 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

令和8年4月6日から同年8月6日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

1 1 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

1 2 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 令和8年8月6日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部企業誘致・創業推進課

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

位 置	収 容 台 数
建物敷地内	45 台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

位 置	収 容 台 数
建物北西側	49 台
建物北東側	15 台
合 計	64 台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

位 置	面 積
建物南西側	50 m ²

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位 置	容 量
建物内南東側	3.25 m ³
建物内南東側	6.41 m ³
合 計	9.66 m ³

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻	閉店時刻	備 考
株式会社コスモス薬品	午前 9 時 00 分	午後 10 時 00 分	-

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場No. (建物配置図上に記載の番号)	駐車可能時間帯
駐車場	午前 8 時 30 分～午後 10 時 30 分

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場No. (建物配置図上に記載の番号)	出入口の数	位 置
駐車場	3 箇所	建物敷地北側及び南西側

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設No. (建物配置図上に記載の番号)	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設	午前 6 時 00 分～午後 10 時 00 分